

第3期鳴門市地域福祉計画市民アンケート等調査業務
に係る公募型プロポーザル実施要領

【日程】

公告	令和8年9月8日（火）
参加表明提出期間	令和8年9月8日（火）～9月18日（金）
質問受付期間	令和8年9月8日（火）～9月15日（火）
質問への回答日	令和8年9月17日（木）
参加資格結果の通知	令和8年9月25日（金）
提案書等提出期間	令和8年9月30日（水）～10月13日（火）
提案書等の審査	令和8年10月下旬
審査結果の通知	令和8年10月下旬

1. 業務の概要

- (1) 業務名 第3期鳴門市地域福祉計画市民アンケート等調査業務
(以下「本業務」という。)
- (2) 業務内容 別紙「第3期鳴門市地域福祉計画市民アンケート等調査業務仕様書」
のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日～令和9年3月31日
- (4) 見積上限額 3,080千円（10%消費税及び地方消費税を含む。）
- (5) 担当部署 鳴門市健康福祉部社会福祉課
〒772-8501 鳴門市撫養町南浜字東浜170（市役所本庁舎1階）
TEL：088-684-1402 FAX：088-684-1337
Mail：shakaifukushi@city.naruto.i-tokushima.jp

2. 参加資格要件

プロポーザルの参加者は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 次の①又は②に該当する者であること。
 - ①鳴門市物品等競争入札及び随意契約参加資格者名簿に登載されている競争入札参加の有資格者で営業品目にT104（世論調査）またはU799（その他）計画策定等があること。
 - ②上記①に該当しない者で、当該参加表明書等提出期間終了までに、別紙①に示す物品等の契約に係る競争入札及び随意契約参加資格審査申請に必要な書類を提出

し、鳴門市が適当と認めた者。

- (3) 鳴門市物品業者等指名停止措置要綱（平成22年4月1日施行）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 鳴門市暴力団等排除措置要綱（平成24年8月1日施行）に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされていない及びこれらの手続中である者でないこと。
- (6) 本業務と同種又は類似の業務実績（各種計画策定支援またはアンケート調査等）を1件以上有していること。

3. 参加表明書等の提出

このプロポーザルに参加を希望する場合は、下記の書類を提出すること。なお、参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届（様式2）を提出すること。

- (1) 提出期限 令和8年9月18日（金）午後5時まで（必着）
- (2) 提出先
 - 1（5）に掲げる担当部署
- (3) 提出書類
 - ① プロポーザル参加表明書（様式1）
 - ② 第3期鳴門市地域福祉計画市民アンケート等調査業務に係る提案書（様式3）
 - ③ 会社概要調書（様式4）
 - ④ 業務実績及び配置予定技術者調書（様式5）
 - ⑤ 見積書（様式6）及び見積内訳書
- (4) 提出方法
 - 持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便とし、提出期限日時までに必着のこと。）
- (5) 提出部数 各1部

4. 質問の受付及び回答

下記の通り文書により質問を受け付ける。

- (1) 提出期限
 - 令和8年9月15日（火）午後5時まで（必着）
- (2) 提出先
 - 1（5）に掲げる担当部署
- (3) 提出方法

質問書（任意様式）により、持参、郵送又は FAX、電子メールで提出。

※必ず電話にて着信の確認を行うこと。

回答方法

令和 8 年 9 月 1 7 日（木）までに、鳴門市公式ウェブサイト上に掲載する。

5. 参加資格審査及び確認結果通知

（1）参加資格の確認

参加表明者から提出された参加表明書等の書類をもとに、参加資格の審査を行うものとする。

（2）確認結果の通知

参加資格の確認結果は、令和 8 年 9 月 2 5 日（金）までに通知する。

なお、本通知が令和 8 年 9 月 2 8 日（月）正午時点においても届かない場合は、必ず「1（5）に掲げる担当部署」に問い合わせること。

6. 提案書等の提出

（1）提出期限

令和 8 年 1 0 月 1 3 日（火）午後 5 時まで（必着）

（2）提出先

1（5）に掲げる担当部署

（3）提出方法

持参又は郵送で提出すること。

（郵送の場合は、書留郵便とし、提出期限日時までに必着のこと。）

（4）提出書類

① 第 3 期鳴門市地域福祉計画市民アンケート等調査業務に係る提案書（様式 3）

② 企画提案内容（任意様式）

- ・実施体制

- ・アンケート調査の考え方及び具体的内容

- ・第 2 期計画策定時のアンケートとの比較分析の具体的内容

- ・次年度に予定している計画策定につながる調査方法の方針について

- ・上記以外についても仕様書に定める内容について提案できるものについては、提案書に盛り込むことを可とする。

③ 見積書（様式 6）

④ 業務スケジュール（任意様式）

（5）提出部数

9 部（代表者印押印のもの 1 部と写し 8 部）

(6) 留意事項

業務提案書は、日本語を使用するものとし、日本工業規格 A4 版縦置き、横書き、左綴り、両面印刷にて 10 ページ以内とし、本要領 6 (4) について作成し、1 部ずつファイルに綴り提出すること。

なお、A3 版を使用する場合は 2 ページ換算とし、折綴りとする。

7. 業務提案書等の審査

(1) 審査方法及び受託候補者の決定

業務提案書等の審査及び評価は、「第 3 期鳴門市地域福祉計画市民アンケート等調査業務に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において、提出された提出書類や提案者からのプレゼンテーション及びヒアリング等の実施結果について審査を行い決定する。

なお、審査項目、配点等の基準については下記の審査基準等のとおりとする。

審査基準等

審査項目		審査基準	配点
大項目	小項目		
事業者の信頼性	① 事業実績等	事業者の経営実績、過去における同種・類似業務の実績が豊富で十分な成果が期待できること	10 点
提案内容	② 業務実施方針・コンセプト	本業務の目的を理解し、本業務を履行するにふさわしい実務方針・コンセプトであること	10 点
	③ 提案内容の具体性	提案内容や実施方針について、具体的であり実現性が高いものであること	30 点
	④ 提案内容の専門性・独自性	提案内容について、専門性や独自性が高く、業務実施に効果的な取組みができること	30 点
	⑤ 業務実施体制	業務を継続的・的確に遂行できる体制が確保できていること 配置予定技術者の経験が十分であること	10 点
価格	⑥ 見積金額	最低見積金額の参加表明者を 10 点とする 他の参加表明者は、最低見積金額を当該見積金額で除して得た数に 10 を乗じた点数（小数点以下切り捨て）とする	10 点
合 計			100 点

(2) プレゼンテーション

① 実施日

令和8年10月下旬（予定）※時間等は後日、連絡する。

② 実施方法

ア プレゼンテーション及び質疑応答は、それぞれ20分以内とする。

イ プレゼンテーションに参加する参加表明者側の出席者は3名以内とする。

ウ プレゼンテーションは提出書類のみで行い、その他の資料の活用は認めない。

エ プレゼンテーション時におけるプロジェクター等の使用はできないこととする。

オ プレゼンテーションは、原則、来庁して行うものとする。

カ 参加表明者の事情により、プレゼンテーションに参加できない場合は、参加表明が辞退されたものと見なす。

(3) 審査手順

委員会の委員が（1）の審査基準に基づき採点し、合計得点の最も高い者を受託候補者とする。合計得点が最も高い者が複数ある場合は、見積額の最も低い者を受託候補者とする。それでも見積額の最も低い者が複数ある場合は委員会の委員の多数決により決定する。

なお、提案者が1者であっても企画提案の評価を行い、基準（総得点の6割以上）を満たしていると判断した場合は、受託候補者として決定する。

(4) 審査結果

審査の結果は、参加表明者全員に対して行い、候補者決定後、速やかに通知する。

審査の結果は、後日、鳴門市公式ウェブサイトにおいて公表する。

公表の内容は、審査会の日時及び委員会委員数、参加表明者数、受託候補者名、参加表明者の各審査項目及び合計点とする。

(5) 契約締結交渉

委員会において、受託候補者に選定された提案者と市は契約交渉を行う。

なお、契約交渉が不調となったときは、次に得点の高かった提案者と契約交渉を行うこととする。

8. 留意事項

(1) 失格要件

① 提出書類に虚偽の記載がある場合。

② 選定結果に影響を与えるような不正行為を行った場合。

③ その他、委員会において不相当と認められた場合。

(2) その他

① 書類の作成及び提出等に係る費用については、提案者の負担とする。

② 提出書類はいかなる理由であっても返還はしない。

③ 本市が提供した資料は、本市に了解なく公表、使用してはならない。提出後、記載された内容の追加及び変更は原則として認めないものとする。

④ 参加表明書が提出されていても、提案書等の提出がない場合、参加を辞退したものと見なす。

⑤ 仕様書は、事業者選定にあたり、本業務に対する発注者の考えをまとめたものであり、契約締結時に発注者・受託者が協議の上、内容を確認・変更するものとする。

9. 問い合わせ先

鳴門市健康福祉部社会福祉課 担当：石本

〒772-8501 鳴門市撫養町南浜字東浜 170（市役所本庁舎 1 階）

TEL：088-684-1402 FAX：088-684-1337

MAIL：shakaifukushi@city.naruto.i-tokushima.jp